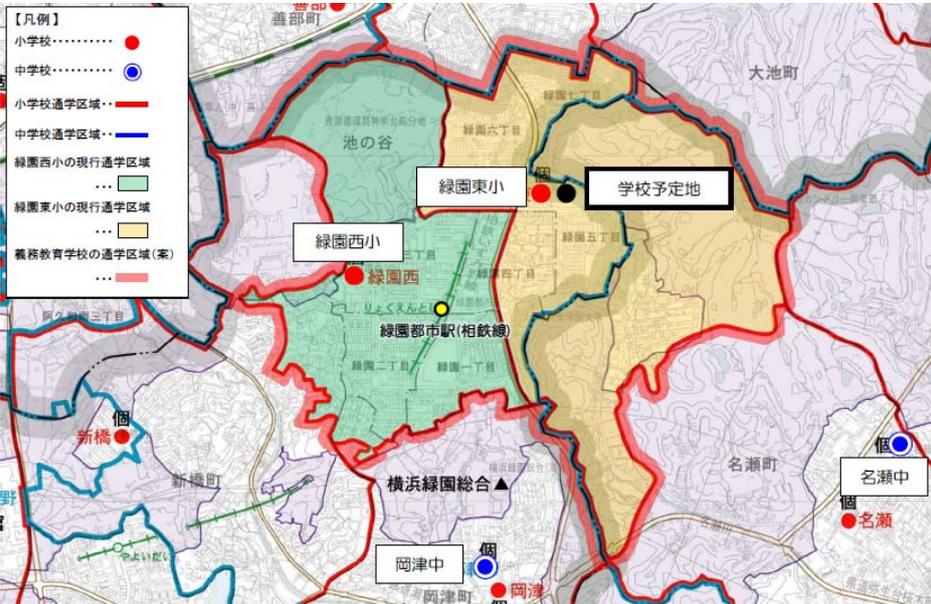


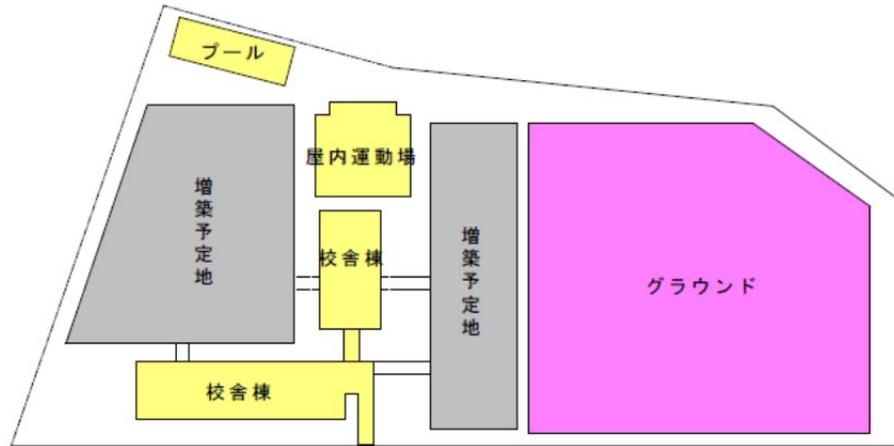
公共事業事前評価調書 (案)

事業概要	事業名	【教育－3】緑園地区義務教育学校 (仮称) 整備事業																		
	場所 (所在地)	泉区緑園五丁目 28 番地 1 (緑園東小学校) 泉区緑園五丁目 27 番地 1 (学校予定地)																		
	事業目的	義務教育学校設置のため (※義務教育学校の概要についてはP 4 参照)																		
	事業内容	<p>現緑園東小学校の校舎等及び隣接する学校予定地を活用するとともに、必要な校舎等の増改築を行い、緑園西小学校と緑園東小学校の通学区域を基本とする新たな義務教育学校を整備します(1年生から9年生まで各学年3～4学級を想定)。</p> <p>また、本義務教育学校の新設に伴い、緑園西小学校と緑園東小学校は閉校し、岡津中学校と名瀬中学校の通学区域を一部変更します。</p> <p>【現状の位置図】</p>  <p>※義務教育学校の正式な通学区域は今後、開校準備部会で検討します。</p> <p>【整備概要(予定)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">【全体施設概要(予定)】</th> <th style="width: 35%;">【緑園東小学校(既存)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通教室</td> <td>38 教室</td> <td>21 教室</td> </tr> <tr> <td>個別支援教室</td> <td>5教室</td> <td>3教室</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>図書室、理科室、音楽室など</td> <td>図書室、理科室、音楽室など</td> </tr> <tr> <td>運動施設</td> <td>屋内運動場、グラウンド</td> <td>屋内運動場、グラウンド</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>管理諸室など 武道場兼多目的ホール、 ランチルームなど</td> <td>管理諸室など</td> </tr> </tbody> </table> <p>○敷地面積:約 28,357 m²(緑園東小・約 13,012 m²、学校予定地・約 15,345 m²) ※【全体施設概要(予定)】の教室数等は、【緑園東小学校(既存)】の教室数等を含めたものです。 ※今後変更になる可能性があります。</p>			【全体施設概要(予定)】	【緑園東小学校(既存)】	普通教室	38 教室	21 教室	個別支援教室	5教室	3教室	特別教室	図書室、理科室、音楽室など	図書室、理科室、音楽室など	運動施設	屋内運動場、グラウンド	屋内運動場、グラウンド	その他	管理諸室など 武道場兼多目的ホール、 ランチルームなど
	【全体施設概要(予定)】	【緑園東小学校(既存)】																		
普通教室	38 教室	21 教室																		
個別支援教室	5教室	3教室																		
特別教室	図書室、理科室、音楽室など	図書室、理科室、音楽室など																		
運動施設	屋内運動場、グラウンド	屋内運動場、グラウンド																		
その他	管理諸室など 武道場兼多目的ホール、 ランチルームなど	管理諸室など																		

【施設整備位置図】



【整備イメージ図】



事業スケジュール	設計 平成 28 年 11 月 ～ 平成 30 年 11 月
	工事 平成 31 年 3 月 ～ 平成 33 年 7 月
	開校 平成 34 年 4 月
	※今後、変更になる可能性があります。

総事業費	約 41 億円(うち補助 8 億円)
	※今後の精査により、変更になる場合があります。

事業の必要性

本市では、小中間の連携を深め、義務教育9年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図るための連続性を持った教育活動(小中一貫教育)を進めており、既存の中学校区を基本として、現在、140の小中一貫教育推進ブロックを設置しています。小中一貫教育については、いわゆる中1ギャップの軽減や特別支援教育、児童・生徒指導における長いスパンでの支援・指導が実現し、緩やかで確実な児童・生徒の育成が図れるなどの成果が上がっています。

そのような中、小中一貫教育推進ブロックの中でも、小学校と中学校が同一または隣接の敷地で、かつ一体化された組織のもと、9年間の連続した特色ある教育活動を展開し、その成果を市内各校に発信することにより、横浜市の学校教育全体の質の向上を図るという観点から、「小中一貫校^(※1)」を設置しています。

小中一貫校の設置については、平成24年11月策定の「横浜市における小中一貫校の基本方針(中間まとめ)」において考え方を定めており、既存の学校を活用して小中一貫校を設置することを基本としながらも、『地域からまとまった要望があり、かつ既存の学校施設も活用することで「1小1中、一体型又は併設型」の小中一貫校ができる場合については、通常の学校統合・新設によらない小中一貫校の設置も検討し、その際には、予定地の確保状況も考慮に入れる。』こととしています。

	<p>これらを踏まえ、地域から小中一貫校の設置要望があることや、現在ある学校予定地を活用して新たな施設一体型小中一貫校を整備することができること、特色ある教育の推進に向けた地域の資源が豊富なことなどから、緑園地区に新たな小中一貫校の設置に向けた検討を進めることとし、平成 26 年 11 月に地域・保護者に向けて説明会を実施しました。</p> <p>また、平成 27 年 6 月に学校教育法の一部改正が行われ、9 年間一貫した教育を行う新たな校種として「義務教育学校^(※2)」が加わり、本市においても小中一貫校であった霧が丘小中学校を平成 28 年 4 月に義務教育学校に移行しました。</p> <p>このような法改正等の状況を踏まえ、設置予定の緑園地区小中一貫校(仮称)を義務教育学校として位置づけ、整備します。</p> <p>(※1、※2については4ページ参照)</p>
<p>事業の効果 (費用便益分析等)</p>	<p>①小中一貫教育の推進</p> <p>緑園地区義務教育学校(仮称)では、小学校と中学校の組織が一体化され、教員配置等を弾力的に行えるため、小学校に相当する前期課程における教科担任制など、指導体制の充実を図ることができます。また、学校と教育委員会の協議により運用する教育課程特例制度^(※3)が活用可能となり、特色あるカリキュラムが編成しやすくなります。</p> <p>また、これらのメリットを活用した先進的な教育の成果を 140 のブロックで共有・活用します。</p> <p>※3 学校や地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる制度です。</p> <p>②施設一体型による効果</p> <p>小・中学校段階の教職員が一体となって利用する職員室を整備することにより、教職員の連携を促し、9 年間一貫教育に適した教育活動の充実や学校運営の円滑化を図ることができるようになります。</p> <p>また、異学年交流スペース(ランチルームなど)や、学年段階の区切りを越えて活用できるグラウンド・屋内運動場を整備することで、異学年や全校児童・生徒の交流による、児童・生徒のコミュニケーション能力等の育成につなげます。</p> <p>③その他</p> <p>大規模校である岡津中学校では、本事業に伴う通学区域の変更により仮設校舎の解消が見込めます。</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>太陽光発電設備等や雨水利用設備等の設置、内装等の木質化で、環境に配慮します。また、特殊な材料・工法を極力用いず、汎用性の高い材料・工法を用います。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>平成 26 年度に小中一貫校について保護者説明会を実施済みです。</p> <p>また、今年度からは地域関係者や保護者の代表からなる開校準備部会を設置し、通学区域や学校名等について検討を進めています。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式(民間事業者による小学校整備の効果を検証中のため)</p>
<p>その他</p>	
<p>添付資料</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無</p>
<p>担当部署</p>	<p>教育委員会事務局 施設部学校計画課、教育施設課／指導部指導主事室 (TEL 671-3253、671-3298／671-3494)</p>

【参考】

項目	内容
<p>※1 小中一貫校</p>	<p>≪位置付け≫ 学校教育法第1条の「小学校」及び「中学校」 (横浜市教育委員会規則において「小中一貫校」と位置付け)</p> <p>≪修業年限≫ 小学校6年、中学校3年</p> <p>≪組織体制≫ ・小学校・中学校別々の教職員組織(教職員全員に兼務辞令) ・管理職: 校長1人、准校長1人、副校長2人(校長は両校を併任)</p> <p>≪通学区域≫ 他の学校と同様に、現行の住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とします。</p>
<p>※2 義務教育学校</p>	<p>≪位置付け≫ 学校教育法第1条の「義務教育学校」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【参考<学校教育法 第一条>】 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> </div> <p>≪修業年限≫ 義務教育学校9年 小学校に相当する6年間を「前期課程」、中学校に相当する3年間を「後期課程」と区分し、前期課程では小学校の教科書を、後期課程では中学校の教科書を使用します。 前期課程を終えると「修了」となります。これは他の小学校の「卒業」に相当し、修了証書が授与されます。後期課程を終えると「卒業」となり、卒業証書が授与されます。</p> <p>≪組織体制≫ 一つの教職員組織 (小学校と中学校が別々の組織ではなく一つの組織になります。)</p> <p>≪通学区域≫ 小中一貫校と同じです。</p>